

第 194回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第194回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和7年2月12日（金）午後1時29分～午後3時24分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 役員会議室

3 議題

契約弁護士に対してとる措置について

午後 1 時29分開会

○高橋委員長 それでは、全員おそろいですので、1 分ぐらい早いかもしれませんが、審査委員会を開催いたします。

今日は作間委員がオンラインでございますが、それを含めて全委員御出席でございますので、定足数に問題はありません。

では、配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の審議予定は通常の場合が 5 件ございます。令和 6 年審第20号、資料 1、1－1、本日も机上配付させていただいております 1－2、1－3、続きまして、令和 6 年審第21号、資料 2、2－1、令和 6 年審第22号、資料 3、資料 3－1、令和 6 年審第23号、資料 4、4－1、令和 6 年審第25号、資料 5、5－1 となっております。

資料は以上です。

○高橋委員長 確認いたしますと、本日、契約弁護士等に対して取る措置は付議案件 5 件ということになります。

それでは、資料 1、令和 6 年審第20号、御説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 6 年審第20号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長

では、次の資料 2、令和 6 年審第21号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 6 年審第21号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、次が資料 3 関係で令和 6 年審第22号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和6年審第22号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、続けてお願いいたします。

資料4、令和6年審第23号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和6年審第23号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、お疲れのところ恐縮ですが、もう一件でございます。資料5、令和6年審第25号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和6年審第25号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、審議すべき議事はこれで終了でございますので、今後のこれからの予定の連絡をお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

3月の審査委員会は3月14日金曜日、午後1時30分からを予定しております。審議いただく案件は新件6件を予定しています。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認ください。

また、来年度の予定につきまして、大変遅くなり申し訳ございませんでした。机の上に置かせていただきましたので、御確認をお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○高橋委員長 次回は6件もあるということで何とか頑張りたいと思いますが、それから、来年度の予定、みんな金曜日ということですが、ただ、4月だけは第2金曜日という定例ではな

く、これは第3金曜日ですね、たしか。ちょっと都合により4月は第3金曜、これ18日になっています。来年度は全部第2金曜日かなと思うと、4月だけ違いますので、御注意をお願いいたします。

それでは、本日は以上でございます。どうも御審議ありがとうございました。

午後3時24分閉会